

平成 30 年 10 月 9 日

## 過半数代表者の意見書

過半数代表者  
人間科学研究部門 教授 渡邊芳之

10 月 9 日に説明を受けた「特任教員就業規則等の一部改正（夜間待機手当）」、「非常勤職員就業規則一部改正（夜勤手当）」、「職員給与規定の一部改正（入試手当）」について、過半数代表者の意見を述べます。

特任教員就業規則等の一部改正（夜間待機手当）については、すでに実施されている業務に適正な手当を支払うための改正であり賛成します。ただし、負担や責任の大きい業務が特任教員に課せられていることには問題があり、そうした教員の正規雇用への転換を進めるよう要望します。

非常勤職員就業規則一部改正（夜勤手当）についても、現にそのような職務を担っている職員に適正な手当を支払うためのもので賛成しますが、ほんらい夜勤が必要になるような業務を非常勤職員に担わせることには問題があり、そうした職員の正規雇用への転換を要望します。

職員給与規定の一部改正（入試手当）についてはすでに決まっている入試方法や日程の変更に伴って教職員に適正な手当を支払うためのもので賛成しますが、入試に従事する教職員の業務負担が過重にならないよう、十分な人数を確保し余裕を持って実施すること、教職員の大きな負担に対してより適切な金額の手当を支給することを要望します。

以上